

「墜落制止用器具」への切り替えについてのご案内

日本安全帯研究会

はじめに

労働安全衛生に関する関係法令等の改正により、「安全帯」から「墜落制止用器具」に名称が改められ、それに伴い、旧規格品のハーネス型安全帯および胴ベルト型安全帯が使用できるのは、2022年（令和4年）1月1日までと決められています（基発 0125 第2号）。従って、これらの旧規格の製品については、関係法令等により改正された新規格の「墜落制止用器具」に切り替えなければなりません。

旧規格の製品から、新規格の「墜落制止用器具」への切り替えの費用については、国（厚生労働省）の「既存不適合機械等支援補助金事業（以下補助金事業）」が設けられ、全ての業種の中小企業・個人事業者から申請することができますが、本事業は令和3年をもって終了となります。

この補助金事業の対象となるのは、「墜落制止用器具」のうちフルハーネス型への切り替えに限られています。本事業を利用した切り替え行って頂くために、日本安全帯研究会としてご案内させていただきます。

1. 墜落制止用器具の補助金事業（概要）について

補助金事業は、建設業労働災害防止協会様が、国（厚生労働省）の補助事業者として、中小企業者等に対し、旧規格製品から、構造規格「墜落制止用器具の規格」適合しているフルハーネス型への買換経費に補助金が交付されるものです。なお、この補助金事業は令和3年度で終了します。

（詳細については、建災防本部ホームページをご覧ください。）

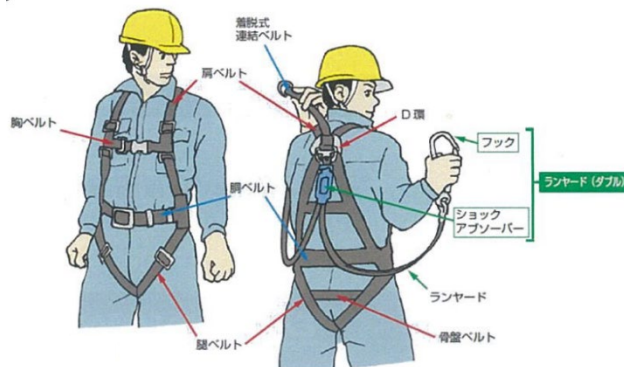
■ 対象となる方

- ・ 中小企業基本法の中小企業者に該当する、すべての業種の法人及び個人。
- ・ 労働者災害補償保険特別加入の個人事業者。

■ 対象製品（フルハーネス型）

- ・ 補助対象経費

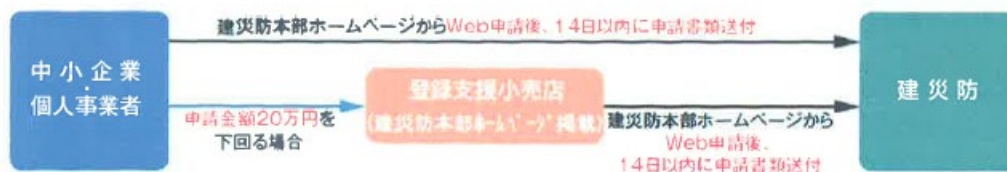
構造規格「墜落制止用器具の規格」に適合する「フルハーネス型（イラスト参照）」への買換経費。



■ 補助金交付額

- ・ 1本あたりの上限：10,000円（補助対象経費上限 20,000円の1/2）
- ・ 同一申請者の合計：300,000円

申請方法



■ 補助金受給者の声

- ・買換が遅れていたが、補助金によってメーカー推奨品フルハーネスが全従業員に支給できた。
- ・高層ビルの窓清掃だけでなく、貯水槽管理作業の安全対策にも活用できた。
- ・補助金によって、墜落災害防止対策を考えなければならないと思った。
- ・古い安全帯を買い換えるきっかけになった。

(出典：建災防様の補助金申請資料から抜粋)

2. 日本安全帯研究会からのお願い

日本安全帯研究会（製造会社、販売会社で構成された団体）としては、猶予期限である 2022 年 1 月 1 日までに、新規格の「墜落制止用器具」を事業者及び使用者に提供しなければならない義務があると考えています。

「墜落制止用器具」への切り替えについての補助金事業は、令和元年度、2 年度の 2 年間実施されてきましたが、それぞれの期間において、締切りが近づくと申請が集中する傾向があり、製品出荷に苦慮しご迷惑をお掛けする事象がありました。

令和 3 年度において同様の事象発生を解消させるために、日本安全帯研究会としては、これまでの教訓を生かし、スムーズに製品が提供できるような体制を確立してまいります。事業者及び個人事業者の方々には、補助金事業を利用して頂くために早めの申請をお願い申し上げます。

また、日本安全帯研究会の会員会社によっては、補助金申請をスムーズに行えることを目的とした推奨品を提案しています。

推奨品については、各会員会社のホームページ等でご案内しておりますので申請の際の参考としてください。

繰り返しになりますが、この補助金事業は本年度で終了となりますので是非とも、新規格の「墜落制止用器具」への切り替え申請を早めに行って頂き、令和 4 年からは全国で「墜落制止用器具」が使用されていることを願っています。